

令和7年度事業計画（案）

令和7年3月14日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

社会医療法人は、地域において必要な救急医療、精神科救急医療、災害時医療、へき地の医療、周産期医療及び小児救急医療を提供するという重要な役割を担っている。医療法改正により令和6年4月1日から社会医療法人の認定要件に新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業が追加され、社会医療法人はますます社会の期待に応え、社会的責任を担っていくことが求められている。

しかしながら、国民の医療に対する安心と信頼を確保し、質の高い医療サービスを継続的かつ安定的に提供する上で、社会医療法人に関する制度及び税制は必ずしも整っているとはいえない状況が続いている。

日本社会医療法人協議会は、高い公益性を持つ社会医療法人が地域医療の中でより一層その公益的役割を果たしていくために、次の事業を通じて社会医療法人をめぐる諸問題の解決に取り組むとともに、国民医療の向上に努めるものである。

さらに、日本病院団体協議会において社会医療法人等の病院医療の向上発展、国民医療の質の向上に寄与するため引き続き診療報酬の検証・改善等に取り組む。

記

1. 社会医療法人の普及に関する事業

（1）社会医療法人制度の再検討

- ① 社会医療法人制度の実績基準の適正化
- ② 医療計画・地域医療構想における社会医療法人のあり方
- ③ 認定要件7事業への対応

（2）情報提供と広報活動

- ① 機関紙の発行（年4回以上）
- ② ホームページの充実

③ 会員への情報伝達

Eメールによる厚生労働省等からの社会医療法人及び開設医療機関に関連する通知、情報の伝達

(3) 研修事業

- ① 社会医療法人トップマネジメント研修の実施
- ② その他社会医療法人の抱える課題とその解決方策を中心とするフォーラムの実施
- ③ e-ラーニング研修の実施

2. 社会医療法人の育成に関する事業

(1) 社会医療法人を取り巻く税制への提言

- ① 社会保険診療報酬等の非課税に伴う控除対象外消費税問題の解消
- ② 社会医療法人の行う附帯業務の収益事業からの除外
- ③ 社会医療法人に対する寄付金税制の整備
- ④ 固定資産税等の非課税措置の統一と拡充
- ⑤ 社会医療法人認定取消し時の一括課税見直し制度の検証
- ⑥ 社会医療法人債の利息の非課税

(2) 社会医療法人経営の近代化及び安定化

- ① 訪日外国人向け医療提供体制の整備
- ② 医師の働き方改革への対応
- ③ 災害発生時の会員病院への対応および支援体制の充実

(3) 調査・研究

- ① 社会医療法人の基礎的データの収集と運営に係る調査・研究
- ② その他社会医療法人に関する調査・研究

3. 医療関係団体との協力、連携

社会医療法人が抱える課題の解決に向けた四病院団体協議会、日本病院団体協議会等の病院団体及び日本医師会等医療関係団体との綿密な連携